

令和元年度

定例監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告書

令和2年2月

中央区監査委員

目 次

定例監査結果報告書

第1	各部課及び学校等監査	1
第2	重点事項に関する監査	3
第3	工事監査	4
第4	監査のまとめ	8
別表1	令和元年度各部課及び学校等監査実施日程	11
別表2	令和元年度区施設等の視察実施日程	14

財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査実施期間	15
第2	監査の対象及び範囲	15
第3	監査の方法及び観点	15
第4	対象団体等の概要と監査の結果	17
第5	監査のまとめ	24
別表	令和元年度財政援助団体等監査実施日程	26

令和元年度

定例監査結果報告書

写

31中監第164号

令和2年2月27日

中央区長
中央区議会議長
中央区教育委員会教育長
中央区選挙管理委員会委員長
中央区監査委員

様

中央区監査委員 守本利雄

同 梅田源一

同 瓜生正高

令和元年度定例監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した令和元年度定例監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定によりその旨通知してください。

また、今回の監査に際し、木村克一前監査委員は平成31年4月30日まで関与し、瓜生正高監査委員は令和元年6月1日から関与しました。

第1 各部署及び学校等監査

1 監査実施期間

平成31年4月11日から令和2年2月14日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表1 (P11)のとおりです。

また、区施設等の視察を行いました。実施日程は、別表2 (P14)のとおりです。

2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局、区立小学校・中学校・幼稚園

3 監査の範囲、方法及び観点

(1) 範囲

平成30年度における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況及び事業の有効性、効率性について監査範囲とするとともに、併せて文書取扱、公印管理等についても対象としました。

(2) 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた財務諸表、歳入・歳出執行概要等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等を点検・照合するとともに、必要に応じて実地調査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(3) 主たる観点

各事務事業の執行が地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定にのっとりなされているかを基本として以下の点を踏まえるとともに、事業目的に対する効果の状況や事業執行の効率性など、行政監査的な視点をも加味して監査を行いました。

ア 予算の執行について

- (ア) 収入は適正に確保されているか。
- (イ) 支出は効果的に行われているか。
- (ウ) 会計処理は法規適正であるか。

イ 契約検収事務について

- (ア) 違法又は不当な契約を締結していないか。
- (イ) 契約の方法は適正になされているか。

(ウ) 契約は確実に履行されているか。

(エ) 検収は的確になされているか。

ウ 財産の管理について

(ア) 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。

(イ) 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。

(ウ) 債権の管理は適正に行われているか。

(エ) 基金の管理は適正に行われているか。

4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を挙げているものと認められましたが、次のとおり一部に是正・改善を要する事例がありましたので、それぞれ対応を図ってください。

なお、監査の中、水とみどりの課から、街路灯のLED化については全体で50%程度進んでいて、その内訳は幅員8m以下の狭い区道はほぼ完了し、現在幅員8m以上11m未満の区道での更新が進行中であり、幅員11m以上の広幅員の区道については照射範囲などLEDの性能の関係もあって今後検討すると聞きました。省エネルギーの推進に向けさらなる努力を期待します。

また、建築課にあっては、住宅・建築物耐震改修等助成に関する交付等の起案に添付すべき書類等のチェック表が作成されており、交付審査に必要となる各種書類等が一目で確認できるとともに申請者からの受領漏れの防止にもつながっている点が評価できます。

図書文化財課で実施されている子どもの誕生にあわせた絵本のプレゼントと3歳以上の子どもへの「子ども読書手帳」の配布を行う子どもの読書活動の推進は、子どもの活字離れが問題視されるなか、子どもへの読み聞かせにより幼児期から本に親しみをもたせるとともに、自分で読めるようになってからはその記録をつけることでより一層本への愛着と興味を喚起することができる事業として評価できます。今後とも継続・発展されることを希望します。

(1) 契約に関すること

年間契約である法律相談業務の委託について、事案の決裁は前年度末に行われているにもかかわらず契約処理は平成30年10月に行われていました。遺漏のないよう事務処理を行ってください。(企画部 広報課)

(2) 旅費に関すること

宿泊を伴う近接地内への出張に関して、内国旅費請求内訳書兼領収書に鉄道賃、車賃、宿泊料の記載があるにもかかわらず宿泊料のみが概算払いされ、鉄道賃、車賃については旅行命令簿兼旅費請求内訳書を別途作成の

うえ確定払いされていました。また、概算払いの旅行命令簿に関して、命令権者印のないものや内国旅費請求内訳書兼領収書が未作成のもの、旅行者の受領印のないものがありました。いずれも遺漏のないよう事務処理を行ってください。(区民部 文化・生涯学習課)

(3) 非常勤職員の任用手続きに関すること

非常勤職員の任用に関する一連の手続きについて、財源確保の前に任用候補者決定の起案が行われているとともに、これらの起案と任用の起案の決裁日がすべて同日で処理されていました。

また、任用の起案には「本人の意思が確認された」旨の記載があるにもかかわらず、添付されている勤務条件通知書の写しには本人承諾の署名及び押印がありませんでした。時系列に沿った事務処理を行うとともに書類の不備を見逃さないようしっかりと確認を行ってください。

(教育委員会事務局 図書文化財課)

第2 重点事項に関する監査

本年度の定例監査では、「債権管理の状況と滞納抑制・収納率向上への取組」及び「指定管理者に施設使用料等の徴収委託を行っている場合の徴収金の確認方法とその管理状況」を重点事項として監査を実施しました。

1 債権管理の状況と滞納抑制・収納率向上への取組状況に関する監査結果

該当する課では、中央区歳入確保対策委員会に当該年度における徴収方法と滞納の発生抑制、滞納発生時の早期対応、慢性化した滞納への適切な対応に関する取組と前年度の結果などを記載した計画書が提出されていることや、定期的な督促や催告はもとより、同計画に基づく各種の取組が実行されており一定の成果をあげていることが確認できました。また、債務者の状況調査や可能な範囲での財産調査等の結果、回収の見込みが立たない債権については適切に不能欠損処理が行われるとともに、収入未済が累積している私債権のうち回収見込みがないものについては区議会での議決による債権放棄も行われました。

特別区税や国民健康保険料、道路占用料、保育料などの強制徴収公債権のほか、これまで自力執行権がないことなどからその処理が十分に進まなかった非強制徴収公債権を含む私債権等の収入未済額の縮減に向けた取組を推進するため中央区債権管理条例が制定されるとともに、具体的な取組の指針ともなるマニュアルが策定され全庁をあげて取り組まれていることを評価します。

2 指定管理者に施設使用料等の徴収委託を行っている場合の徴収金の確認方法とその管理状況に関する監査の結果

施設使用料等の徴収委託を行っている区民施設、スポーツ施設、福祉施設及び温浴プラザの9課(40施設・18指定管理者)に対して、徴収方法や徴収時期、徴収金の保管場所、主管課による徴収確認時期と確認方法について監査を行いました。徴収方法は現金のほかクレジットカード払いや口座振替などがあり、現金については施設内の金庫に保管されていることが確認できました。また、主管課による徴収確認も報告書のほか日計表や入金簿、領収書等によりおおむね適切に管理されているものと認められました。今後とも、施設使用料等の徴収金が誤りなく収納されているかの履行確認を適時・適切に実施するなど、収納事務の責を区としてしっかり果たされるよう要望します。

第3 工事監査

1 監査実施期日

(1) 事務局による監査

令和元年11月1日～令和2年1月10日

(2) 監査委員による監査及び工事現場の現地調査

ア 土木工事 令和2年2月6日

イ 営繕工事 令和2年2月4日

2 監査の対象とした工事及び概要

(1) 土木工事

街路環境(シンボルロード)の整備(環境土木部 道路課)

及び 街路樹・街路灯の整備(環境土木部 水とみどりの課)

ア 所在地 中央区日本橋堀留町二丁目3番先～日本橋富沢町9番先

(ア) 施工延長 251.5m

(イ) 幅員 16.0m

(ウ) 植栽 ヤマボウシ(街路樹) 44本 ほか低木等

(エ) 街路灯 デザイン灯 9基

(オ) 工期 (道路) 平成30年9月19日～平成31年3月29日

(植栽) 平成30年12月6日～平成31年3月29日

(街路灯) 平成27年7月9日～平成27年9月24日(※)

※ 先行工事である電線共同溝工事終了後に施工

- (カ) 請負金額 (道 路) 124,740,000円
 (植 栽) 26,460,000円
 (街路灯) 11,426,400円
 (計) 162,626,400円
- (キ) 出来高 (道 路) 100%(完了)
 (植 栽) 100%(完了)
 (街路灯) 100%(完了)

イ 所在地 中央区日本橋富沢町13番先～日本橋久松町13番先

- (ア) 施工延長 167.3m
 (イ) 幅 員 16.0m
 (ウ) 植 栽 ヤマボウシ(街路樹) 20本 ほか低木等
 (エ) 街 路 灯 デザイン灯 8基
 (オ) 工 期 (道 路) 令和元年9月18日～令和2年2月28日
 (植 栽) 令和元年12月12日～令和2年3月31日
 (街路灯) 平成28年6月9日～平成28年8月19日(※)

※ 先行工事である電線共同溝工事終了後に施工

- (カ) 請負金額 (道 路) 99,550,000円
 (植 栽) 14,036,000円
 (街路灯) 10,929,600円
 (計) 124,515,600円
- (キ) 出来高 (道 路) 28.7%(令和元年12月末現在)
 (植 栽) 0.0%(令和元年12月末現在)
 (街路灯) 100%(完了)

(2) 営繕工事

水谷橋公園内保育所の整備 及び 水谷橋公園の再整備

並びに 水谷橋公園内公衆便所の再整備 (都市整備部 営繕課)

ア 所在地 中央区銀座一丁目12番6号

- イ 施設概要 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上3階・塔屋1階
- 保育所 1～3階
 公 園 屋上
 公衆便所 1階

延面積 1,599.37㎡

保育所 1,302.97㎡

公園 171.82㎡(※)

公衆便所 51.56㎡

防災備蓄倉庫 73.02㎡

※ 建築基準法上の面積(屋根のある部分)であるため屋上公園部分を含んでいない。

ウ	期 間	(基本計画)	平成28年8月29日～平成29年3月17日
		(設 計)	平成29年4月1日～平成30年3月30日
		(工事監理)	平成30年4月2日～令和元年8月30日
		(建築工事)	※ 外溝、地中障害撤去工事を含む。 平成30年3月29日～令和元年8月30日
		(機械設備工事)	平成30年3月29日～令和元年8月30日
		(電気設備工事)	平成30年1月31日～令和元年8月30日
		(昇降機設備工事)	平成30年5月25日～令和元年8月30日
エ	請負金額	(基本計画)	5,454,000円
		(設 計)	50,322,600円
		(工事監理)	60,501,600円
		(建築工事)	786,403,080円
		(機械設備工事)	55,836,000円
		(電気設備工事)	79,920,000円
		(昇降機設備工事)	38,707,200円
		(計)	1,077,144,480円
オ	出来高	(基本計画)	100%(完了)
		(設 計)	100%(完了)
		(工事監理)	100%(完了)
		(建築工事)	100%(完了)
		(機械設備工事)	100%(完了)
		(電気設備工事)	100%(完了)
		(昇降機設備工事)	100%(完了)

3 監査方法

設計図書、起工書、契約関係書類、工事記録簿・写真等の書類審査、工事現場(工事完了施設を含む。)の実地調査、所管部局の関係職員や施工業者等からの説明の聴取等を行いました。

なお、事務局による監査は、技術系職員(兼務発令)により実施しました。

4 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、過大な設計や積算及び不適切な施工は認められなかったほか、契約等の事務手続についてもおおむね適正に行われており、是正・改善を要する事例はありませんでした。

街路環境(シンボルロード)の整備では、道路を本区の歴史や文化等の地域の強みや特徴をいかした都心の顔にふさわしい空間とするため、デザイン性の高い歩道舗装や街路灯の設置、街路樹などによる豊かな緑を配置するなどして道路整備が行われています。本工事路線は中央区無電柱化計画第二期にも指定されており、電線共同溝の先行整備により地域の防災性や安全性の向上を図るとともに、地域の要望等も踏まえ歩道舗装の一部木質化やベンチの設置なども行われています。施工に関しては、所管課と施工業者間で十分な調整が図られているほか、設計では現場でのコンクリート打ちとなっていた切り下げエプロン部の施工を利用者等の安全性を考慮し、即日復旧が可能となるエプロンブロック(二次製品)を用いるなどの工夫がなされています。また、工事現場での危険予防対策として従来の危険予知活動を発展させたリスクアセスメント危険予知活動に取り組むことでより労働災害が発生しにくい現場環境をつくるための努力をしている点が評価できます。今後とも、新技術の活用も含め安全性の向上とともに地域の特性や景観に配慮した整備に努めてください。

水谷橋公園内保育所の整備及び水谷橋公園の再整備並びに水谷橋公園内公衆便所の再整備では、労務単価上昇に伴うインフレスライド条項の適用に伴う契約変更のほか、設計時点では可能な範囲で地盤調査を行っていたものの、杭工事や山留工事の影響のある範囲に地中障害(護岸)が判明し撤去が必要となったことなどによる工事の追加契約がなされていますが、いずれもやむを得ないものと判断されます。本工事は、立体都市公園制度を活用し都市計画公園敷地に保育所等を整備するというもので、都市計画変更の手続きを経て保育所、立体都市公園及び公衆便所の3つの施設が複合的に整備されています。保育所の内装工事等の仕上げ部分については別途運営事業者が施工するものですが、当該施工業者とも綿密に協議が行われていました。屋上公園については、LED照明や壁面緑化、再生ウッドデッキの設置、雨センサーによる無駄な散水の防止

など環境面に配慮されているとともに、屋上であるがゆえ昨今のゲリラ豪雨等に対応するため排水機能の強化がなされているほか、公園内の防水に支障が生じた場合の保育所への影響を防止するための措置も講じられていました。そのほか、ソーラー照明やかまどベンチ等も設置され防災面にも配慮されているとともに、公園北側には非常用の階段も設置されています。公衆便所については、従前の約3倍強の広さを確保し、オストメイトやベビーチェアを備えた多目的トイレのほか女性専用のトイレも配置され、明るく質の高い空間となっています。このとおり本施設は3つの機能を備えた複合施設であり、一般開放する時間帯やその動線など防犯面も含め配慮すべき点が多い施設ではありますが、事前の調査と計画段階から施工にいたるまで十分な調整及び関係部局間で綿密な連携が図られたことが伺えます。これらの工事から得られた技術的知見や安全対策等のノウハウを組織的に継承し、さらに発展させていくことが重要であると考えます。

今後とも、適法性、経済性はもとより、安全面や環境面、防災面にも十分に配慮した設計・施工を期待します。

第4 監査のまとめ

本年度の定例監査は、平成30年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本に、法令等に従い適正に事務事業が行われていることの確認はもとより、経済性や公平性の面から公正かつ厳正に監査を実施するとともに、事業目的に対する効果の度合いや事業執行の効率性など、行政監査的な視点をも加味して行いました。

業務の多忙化や担当する事務の変更に伴う確認漏れや理解不足などに起因すると考えられる軽微な誤りが引き続き散見されるとともに、これまで適切に処理が行われていた所管部課においても、新たに誤りが生じている事例が見受けられました。今年度実施した監査において注意等を受けなかった所管部課にあっても、根拠規定の確認はもとより、事務の執行態勢や実施手順等について職場内で組織的な点検を行い、適正な事務処理に努めてください。また、事務手続きが繁雑であることが要因と思われる誤りもいくつかありました。繁忙期等の事務処理の効率化・迅速化の観点から「判断の余地がないもの」や「許容が可能なもの」に関する規定の緩和などについての検討を希望します。

財務の信頼性や法令順守の観点などから事務のリスク要因をあらかじめ抽出し、対応策を講じて適正な事務の遂行につなげるためのプロセスとなる内部統制については、昨年3月に総務省が全自治体を対象とするその導入・実施のガ

イドラインを公表し、同方針の策定・公表をはじめ推進組織・評価組織の設置、評価シートや財務事務のリスク事例などを示しました。こうした国の一連の動きを受け、23区でもいくつかの区が内部統制制度の導入に向けた検討に着手しています。特別区は義務化でないことは承知していますが、内部統制制度と監査が両輪となって行政の可視化や透明性がより進むものと考えます。区民への説明責任の観点からも組織体制づくりも含め本制度導入に向けた検討を希望します。

なお、多額の収入未済が発生している区民住宅使用料については、徴収率の向上や滞納発生抑止に向けた効果的な対策を講ずるとともに、民間等の活用の拡大も含めた債権管理体制の強化を図ってください。使用料納付の督促等に応じない者や滞納を繰り返す者については、法的措置等を執ることも肝要です。借上げ住宅のうちグリーンホームズについては空室が多く入居率が70%に満たない状況です。このため、年間の家賃(区民住宅使用料)及び共益費(雑入)の収入は歳出経費である借上げ料及び共用部分の維持管理に要する負担金に満たない状況が続いています。このような状況を踏まえ、グリーンホームズの借上げ住宅事業については抜本的な見直しが必要であると考えます。効果的かつ効率的な財政運営をめざすうえで、是非ともご検討をお願いします。

さて、本年2020年はいよいよ東京でオリンピック・パラリンピックが開催されますが、同時に平均気温の上昇を産業革命前に比べて2度未満に抑えるという長期目標を持つ「パリ協定」が本格的に始まる年でもあります。環境の世紀ともいわれる21世紀も今年で20年目となりますが、世界的にもCO₂の削減はなかなか成果があがりません。昨年12月にはマドリードで国連気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)が開催されましたが、地球環境を憂う世界の若者の声に十分に答えるにはいたらずに閉幕しました。本区は都心区であるがゆえ環境に及ぼす負荷は大きく、環境改善により一層積極的に取り組むことが求められます。そのような中、自然エネルギー・省エネルギー機器等導入助成は森とみどりの基金を活用した優れた事業ではありますが、開始からすでに10年が経過しています。普及が促進し廉価となったものの補助対象の見直しとともに、新たな環境配慮型設備等へメニュー拡大など中央区ならではのより積極的な事業展開を希望します。エコロジー(環境)とエコノミー(経済)は両極にあるように思われますが、実はいずれもその語源はギリシャ語の「家」を意味する「オイコス」であるといわれています。日本経済の中心地であるここ中央区から地球環境改善に向けたメッセージが発信されることを期待しています。

人口増加に伴う行政需要の拡大や東京2020大会後を見通したまちづくり、さらにはその先にある「20万都市」を見据えた基盤整備など、今後ともさらなる財政負担の増大が予測されます。これまで以上に健全財政の維持に十分に配慮していくことが重要です。

事務事業の執行にあたっては、限られた財源や既存の資源をより一層有効に活用することを基本とし、多様な区民ニーズに的確かつ柔軟に応えらるとともに、基本構想に掲げた本区将来像の実現に向け、各種施策を推進されることを希望します。また、健全な財政運営の妨げともなる収入未済については、公平性の観点も含めその縮減に向けた取組をさらに強化されることを併せて要望します。

(別表 1)

令和元年度各部課及び学校等監査実施日程

対象課等		監査委員監査	事務局監査	
企画部	政策企画課	令和 元年10月21日(月)	令和 元年 5月 9日(木)	
	財政課	令和 元年10月21日(月)	令和 元年 5月 9日(木)	
	広報課	令和 元年10月21日(月)	令和 元年 5月10日(金)	
	情報システム課	令和 元年10月24日(木)	令和 元年 5月10日(金)	
	オリンピック・パラリンピック調整担当課	令和 元年10月21日(月)	令和 元年 5月 9日(木)	
総務部	秘書室	令和 元年10月24日(木)	令和 元年 5月14日(火)	
	総務課	令和 元年10月24日(木)	令和 元年 5月14日(火)	
	職員課	令和 元年10月24日(木)	令和 元年 5月14日(火)	
	経理課	令和 元年10月25日(金)	令和 元年 5月15日(水)	
	税務課	令和 元年10月25日(金)	令和 元年 5月15日(水)	
	防災危機管理室	危機管理課	令和 元年10月25日(金)	令和 元年 5月16日(木)
		防災課	令和 元年10月30日(水)	令和 元年 5月16日(木)
区民部	区民生活課	令和 元年10月30日(水)	令和 元年 5月21日(火)	
	調査統計係		令和 元年 5月10日(金)	
	地域振興課	令和 元年10月30日(水)	令和 元年 5月28日(火)	
	文化・生涯学習課	令和 元年10月31日(木)	令和 元年 5月21日(火)	
	スポーツ課	令和 元年10月31日(木)	令和 元年 5月22日(水)	
	商工観光課	令和 元年10月31日(木)	令和 元年 5月23日(木)	
	日本橋特別出張所	令和 元年11月 1日(金)	令和 元年 5月22日(水)	
	月島特別出張所	令和 元年11月 1日(金)	令和 元年 5月28日(火)	

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
福 祉 保 健 部	管 理 課	令和 元年 1 1 月 1 日 (金)	令和 元年 5 月 2 9 日 (水)
	子育て支援課	令和 元年 1 1 月 1 日 (金)	令和 元年 5 月 2 9 日 (水)
	保育計画課	令和 元年 1 1 月 6 日 (水)	令和 元年 5 月 3 0 日 (木)
	生活支援課	令和 元年 1 1 月 6 日 (水)	令和 元年 6 月 5 日 (水)
	障害者福祉課	令和 元年 1 1 月 6 日 (水)	令和 元年 6 月 6 日 (木)
	保険年金課	令和 元年 1 1 月 8 日 (金)	令和 元年 6 月 1 1 日 (火)
	子ども家庭支援 センター	令和 元年 1 1 月 8 日 (金)	令和 元年 6 月 4 日 (火)
	浜町児童館		令和 元年 1 0 月 3 日 (木)
	月島児童館		令和 元年 1 0 月 3 日 (木)
	福祉センター	令和 元年 1 1 月 8 日 (金)	令和 元年 6 月 1 2 日 (水)
	子ども発達支援センター	令和 元年 1 1 月 8 日 (金)	令和 元年 6 月 1 2 日 (水)
高 齢 者 施 策 推 進 室	高齢者福祉課	令和 元年 1 1 月 1 1 日 (月)	令和 元年 6 月 1 2 日 (水)
	シニアセンター		令和 元年 1 0 月 1 日 (火)
	介護保険課	令和 元年 1 1 月 1 1 日 (月)	令和 元年 6 月 1 3 日 (木)
中 央 区 保 健 所	生活衛生課	令和 元年 1 1 月 1 1 日 (月)	令和 元年 6 月 5 日 (水)
	健康推進課	令和 元年 1 1 月 1 3 日 (水)	令和 元年 6 月 6 日 (木)
	日本橋保健センター	令和 元年 1 1 月 1 3 日 (水)	令和 元年 6 月 1 1 日 (火)
	月島保健センター	令和 元年 1 1 月 1 3 日 (水)	
環 境 土 木 部	環境政策課	令和 元年 1 1 月 1 3 日 (水)	平成 3 1 年 4 月 1 6 日 (火)
	環境推進課	令和 元年 1 1 月 1 5 日 (金)	平成 3 1 年 4 月 1 7 日 (水)
	水とみどりの課	令和 元年 1 1 月 1 5 日 (金)	平成 3 1 年 4 月 1 7 日 (水)
	道 路 課	令和 元年 1 1 月 1 5 日 (金)	平成 3 1 年 4 月 1 8 日 (木)
	中央清掃事務所	令和 元年 1 1 月 1 8 日 (月)	平成 3 1 年 4 月 1 8 日 (木)
都 市 整 備 部	都市計画課	令和 元年 1 1 月 1 8 日 (月)	平成 3 1 年 4 月 2 3 日 (火)
	地域整備課	令和 元年 1 1 月 1 8 日 (月)	平成 3 1 年 4 月 2 3 日 (火)
	住 宅 課	令和 元年 1 1 月 2 0 日 (水)	平成 3 1 年 4 月 2 4 日 (水)
	建 築 課	令和 元年 1 1 月 2 0 日 (水)	平成 3 1 年 4 月 2 4 日 (水)
	営 繕 課	令和 元年 1 2 月 9 日 (月)	平成 3 1 年 4 月 2 3 日 (火)

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
会 計 室		令和 元年12月 9日 (月)	平成31年 4月11日 (木)
教育委員会 事務局	庶 務 課	令和 元年11月21日 (木)	平成31年 4月25日 (木)
	学 務 課	令和 元年11月21日 (木)	平成31年 4月25日 (木)
	学校施設課	令和 元年12月 6日 (金)	令和 元年 5月 8日 (水)
	指 導 室	令和 元年12月 6日 (金)	令和 元年 5月 8日 (水)
	図書文化財課	令和 元年12月 6日 (金)	令和 元年 5月 9日 (木)
	日本橋図書館		令和 元年10月17日 (木)
	月島図書館		令和 元年10月17日 (木)
宇佐美学園			令和 元年 9月 6日 (金)
泰明小学校			令和 元年11月26日 (火)
泰明幼稚園			令和 元年11月26日 (火)
中央小学校			令和 元年11月27日 (水)
中央幼稚園			令和 元年11月27日 (水)
明正小学校			令和 元年11月27日 (水)
明正幼稚園			令和 元年11月27日 (水)
常盤小学校			令和 元年11月26日 (火)
有馬小学校			令和 元年11月28日 (木)
有馬幼稚園			令和 元年11月28日 (木)
久松小学校			令和 元年11月28日 (木)
久松幼稚園			令和 元年11月28日 (木)
月島第一小学校			令和 2年 1月16日 (木)
月島第一幼稚園			令和 2年 1月16日 (木)
月島第二小学校			令和 2年 1月16日 (木)
月島第二幼稚園			令和 2年 1月16日 (木)
銀座中学校			令和 2年 1月22日 (水)
日本橋中学校			令和 2年 1月22日 (水)
選挙管理委員会事務局		令和 元年12月 9日 (月)	令和 元年 6月 4日 (火)
監 査 事 務 局		令和 元年10月18日 (金)	平成31年 4月11日 (木)
区 議 会 議 会 局		令和 元年12月16日 (月)	平成31年 4月16日 (火)

(別表 2)

令和元年度区施設等の視察実施日程

中央区の森	令和 元年 8月 2日 (金)
宇佐美学園	令和 元年 9月 6日 (金)
常盤小学校別館	令和 元年10月18日 (金)
幕張新都心地域のBRT事業	令和 2年 1月31日 (金)
月島川緑の散歩道、勝どき5丁目親水公園、豊海運動公園、豊洲市場	令和 2年 2月14日 (金)

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

写

31中監第165号

令和2年2月27日

中 央 区 長
中 央 区 議 会 議 長
中央区教育委員会教育長
中央区選挙管理委員会委員長
中 央 区 監 査 委 員

様

中央区監査委員 守 本 利 雄

同 梅 田 源 一

同 瓜 生 正 高

令和元年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定によりその旨通知してください。

第1 監査実施期間

令和元年10月1日から令和2年2月14日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表(P26)のとおりです。

第2 監査の対象及び範囲

補助金の交付を行っている団体(財政援助団体)、指定管理者のうち、次の8団体を対象としました。

平成30年度における事務事業の執行について、財政援助団体は補助対象の事務を、指定管理者は施設の管理運営に係る事務を、それぞれ監査の範囲として実地により行いました。

1 財政援助団体

中央区社会福祉協議会

2 対象施設及び指定管理者

(1) 社会教育会館(3館+晴海分館)

小学館集英社プロダクショングループ

(2) 総合スポーツセンター等(浜町運動場、月島スポーツプラザ)

シンコースポーツ・大成有楽不動産共同事業体

(3) 十思保育園

社会福祉法人 清香会

(4) 京橋こども園

株式会社 小学館集英社プロダクション

(5) 知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

(6) 新川児童館

株式会社 ポピンズ

(7) 日本橋高齢者在宅サービスセンター

株式会社 ニチイ学館

第3 監査の方法及び観点

1 方法

(1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、財務報告書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書等の監査資料と関係

諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(2) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支報告書、事業報告書、利用実績、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(3) 所管部課

所管部課に対して財政援助団体等にあらかじめ提出を求めた上記監査資料及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに、指導監督が適切に行われているかについて監査を実施しました。なお、指定管理者の所管部課については実地監査に加え、別途日程を設けました。

2 主たる観点

(1) 財政援助団体

- ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。
- イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。
- ウ 補助条件は適切に履行されているか。

(2) 指定管理者

- ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。
- ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。
- エ 施設の利用状況は十分か。
- オ 基本協定書や事業計画書等に沿って各種事業が適切に実施されているか。

(3) 所管部課

- ア 財政援助団体への補助については補助金の算定、補助条件その他補助に関する内容は適正妥当であるか。
- イ 指定管理者制度を導入した目的・趣旨に沿って指導監督しているか。

第4 対象団体等の概要と監査の結果

1 中央区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

所在地 中央区八丁堀四丁目1番5号

設立目的 中央区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

主な事業

- ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・ 在宅福祉サービス事業の推進
- ・ 福祉サービス利用援助事業(成年後見支援センター)の経営
- ・ ボランティア活動の振興
- ・ 障害福祉サービス事業(就労継続支援さわやかワーク中央)の経営
- ・ 障害者就労促進事業(中央区障害者就労支援センター)の経営

(2) 所管部課

福祉保健部 管理課

(3) 補助金

区は、社会福祉法人中央区社会福祉協議会に対し、事業の運営に要する費用として、平成30年度は189,613,900円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、社会福祉法人中央区社会福祉協議会に対する補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。しかし、年間事業費を上回る多額の基金(社会福祉事業基金、ボランティア基金、在宅福祉サービス推進基金)が積み立てられた状況が継続していますので、その積極的な活用を図ってください。また、いずれの基金規程も運用益のみを事業費に充当し、積立額については原則として取り崩しを行わない内容となっていますので、区の基金条例も参考に規定の整備等について検討してください。

2 社会教育会館

(1) 施設の概要

ア 築地社会教育会館

所在地 中央区築地四丁目15番1号

延床面積 5,266㎡

主な施設 講習室、洋室5室、和室3室、料理教室、視聴覚室
音楽室、屋内体育場、卓球室、トレーニング室

イ 日本橋社会教育会館

所在地 中央区日本橋人形町一丁目1番17号

延床面積 3,274㎡

主な施設 講習室、洋室3室、和室2室、料理教室、音楽室
ホール

ウ 月島社会教育会館

所在地 中央区月島四丁目1番1号

延床面積 3,091㎡

主な施設 講習室、洋室3室、和室3室、料理教室、ホール

エ 月島社会教育会館晴海分館「アートはるみ」

所在地 中央区晴海一丁目4番1号

延床面積 1,799㎡

主な施設 ギャラリー、洋室、音楽室、美術工芸室

(2) 設置目的

区民に社会教育の機会と場所を提供し、社会教育の振興を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 文化・生涯学習課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 小学館集英社プロダクショングループ

イ 構成団体

(ア) 株式会社 小学館集英社プロダクション (代表者)

千代田区神田神保町二丁目30番地

(イ) 株式会社 共立

渋谷区代々木五丁目40番13号

(ウ) 伊藤忠アーバンコミュニティ 株式会社

中央区日本橋本町二丁目7番1号

(5) 指定期間

平成27年4月1日から令和2年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、小学館集英社プロダクショングループに対し、中央区立社会教育会館の管理に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、平成30年度は236,426,716円の指定管理料を支出しています。

なお、社会教育会館使用料は67,817,690円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

3 総合スポーツセンター等（浜町運動場、月島スポーツプラザ）

(1) 施設の概要

ア 総合スポーツセンター

所在地 中央区日本橋浜町二丁目59番1号 区立浜町公園内

延床面積 19,520.77㎡

主な施設 主競技場、第二競技場、温水プール、武道場、卓球場、エアライフル場、ゴルフ練習場、トレーニングルーム、弓道場、アーチェリー場

イ 浜町運動場

所在地 中央区日本橋浜町二丁目59番1号 区立浜町公園内

延床面積 8,991㎡

主な施設 運動場1面

ウ 月島スポーツプラザ

所在地 中央区月島一丁目9番2号

延床面積 2,700.307㎡

主な施設 温水プール、武道場

(2) 設置目的

スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与することを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 スポーツ課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 シンコースポーツ・大成有楽不動産共同事業体

イ 構成団体

(ア) シンコースポーツ 株式会社（代表者）

中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

(イ) 大成有楽不動産 株式会社

中央区京橋三丁目13番1号

(5) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、シンコースポーツ・大成有楽不動産共同事業体に対し、中央区立総合スポーツセンター等体育施設の管理に関する基本協定書(平成28年4月1日付け締結)等に基づき、平成30年度は353,670,694円の指定管理料を支出しています。

なお、浜町運動場の運動場使用料は2,095,200円であり、区の収入になっています。また、総合スポーツセンター及び月島スポーツプラザについては利用料金制を採っているため、基本協定書第23条に基づき施設の利用に係る料金は指定管理者の収入となっています。

(7) 監査の結果

区からの指定管理料は基本協定書等に基づき、おおむね適切に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

4 十思保育園

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋小伝馬町5番1号
延床面積 1,065.95㎡
主な施設 保育室6室、遊戯室、調理室、ホール
定員 91人

(2) 設置目的

保護者の就労・疾病・求職などの理由で保育の必要性が認められた家庭の乳幼児を預かり、保護者に代わって保育することを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

(4) 指定管理者

社会福祉法人 清香会
福岡県豊前市大字八屋1537番地の1

(5) 指定期間

平成21年8月1日から平成31年3月31日まで
なお、平成31年4月1日から令和11年3月31日まで引き続き指定しています。

(6) 指定管理料

区は、社会福祉法人清香会に対し、中央区立十思保育園の管理に関する基本協定書(平成21年8月1日付け締結)等に基づき、平成30年度は159,134,999円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

区からの指定管理料は基本協定書等に基づき、おおむね適切に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

5 京橋こども園

(1) 施設の概要

所在地 中央区京橋二丁目17番7号
延床面積 1,778.69㎡
主な施設 保育室6室、遊戯室、園庭、子育て支援室4室、調理室
定員 長時間保育60人、短時間保育9人

(2) 設置目的

就学前の子どもに対して教育と保育を一体的に提供することを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

(4) 指定管理者

株式会社 小学館集英社プロダクション
千代田区神田神保町二丁目30番地

(5) 指定期間

平成25年10月1日から令和5年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、株式会社小学館集英社プロダクションに対し、中央区立京橋こども園の管理に関する基本協定書(平成25年10月1日付け締結)等に基づき、平成30年度は143,720,610円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

区からの指定管理料は基本協定書等に基づき、おおむね適切に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

6 知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」

(1) 施設の概要

所在地 中央区明石町1番6号
延床面積 2,690.92㎡
主な施設 居室(個室)36室、食堂、浴室、静養室、作業指導室
定員 施設入所30人、短期入所6人、通所事業56人

(2) 設置目的

知的障害のある者がその能力や適性に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むための支援を行うとともに、介護を行う者の疾病その他の理由により介護を受けることが一時的に困難となった障害のある者の短期入所等を行うことを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 障害者福祉課

(4) 指定管理者

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
新宿区西新宿七丁目 8 番10号

(5) 指定期間

平成26年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで

(6) 指定管理料

区は、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に対し、中央区立知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」の管理に関する基本協定書(平成26年 4 月 1 日付け締結)等に基づき、平成30年度は281, 270, 522円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

区からの指定管理料は基本協定書等に基づき、おおむね適切に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

7 新川児童館

(1) 施設の概要

所在地 中央区新川二丁目13番 4 号

延床面積 1, 839. 06㎡

主な施設 多目的ホール、遊戯室・集会室、図書・自習コーナー、
工作室、子育て交流サロン「あかちゃん天国」、幼児室、
情報交流室、学童クラブ室

(2) 設置目的

児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子ども家庭支援センター

(4) 指定管理者

株式会社 ポピンズ

渋谷区広尾五丁目 6 番 6 号 広尾プラザ 5 階

(5) 指定期間

平成26年4月1日から令和6年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、株式会社ポピンズに対し、中央区立新川児童館の管理に関する基本協定書(平成26年4月1日付け締結)等に基づき、平成30年度は88,877,828円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

区からの指定管理料は基本協定書等に基づき、おおむね適切に執行され、会計も適正に処理されているものと認められました。

8 日本橋高齢者在宅サービスセンター

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋堀留町一丁目1番1号

延床面積 624.00㎡(共有部分含む)

主な施設 デイルーム、ホール、浴室、事務室

一日定員 一般型30人

(2) 設置目的

身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者及びその者を現に養護する者に対し、在宅生活を維持するうえで必要なサービスを提供し、福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(4) 指定管理者

株式会社 ニチイ学館

千代田区神田駿河台二丁目9番地

(5) 指定期間

平成23年4月1日から令和3年3月31日まで

(6) 指定管理料等

本施設は利用料金制を採っており、中央区立日本橋高齢者在宅サービスセンターの管理に関する基本協定書第14条に基づき施設の利用に係る料金(介護報酬及び利用者本人負担金)は指定管理者の収入となっています。なお、平成30年度における本施設管理経費は上記利用料金収入で賄われているため、区から指定管理者に対する指定管理料の支出はありません。

(7) 監査の結果

施設の管理運営業務は基本協定書等に基づきおおむね適切に行われ、会計も適正に処理されているものと認められました。しかし、施設の利用率が従前と比較して低迷している状況が継続しています。その要因を把握・分析し、利用率向上に向けた対応策を検討してください。

第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、平成30年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本とし、特に指定管理者に関しては所管部課の監督が適切に行われているかといった点も含め監査を行いました。

財政援助団体については、区からの補助金の執行に関しおおむね適切に行われているものと認められました。今後とも、所管部課においては、団体の財務状況を十分に精査の上、補助等を行ってください。なお、区では、平成29年度から導入した公会計制度による会計別及び組織別の財務諸表を作成・公表するとともに、それらを基に財政支出監理団体を含めた連結財務諸表の作成・公表も行うことから、当該団体で作成されている財務諸表についても可能な範囲で区と調整されることが必要であると考えます。

指定管理者については、利用料金収入や指定管理料を活用し、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。今後とも、より効率的・効果的な事業運営に当たってください。なお、社会教育会館では施設の利用促進を目的に利用率の低い部屋を活用した自主事業に取り組んでいますが、特に月島社会教育会館においては、子育て世代を中心とした地域の人口増を背景に、新たに「めざせ！キッズパフォーマー」などの小・中学生向けの事業を展開しており、こういった工夫は評価できます。しかし、一方で引き続き指定管理者が実施している設備の保守点検結果について、施設によっては不良箇所が発見された場合にのみ指定管理者から区へ報告がなされているケースが散見されました。施設の安全確保に関しては、一義的には指定管理者が責任を持って適切な対応をとるべきものではありませんが、区が公の施設の設置者としての責任を有していることに変わりはありません。連絡漏れ等に起因する不測の事態を未然に防止すべく、点検結果の良否にかかわらず区への定期的な報告を行う体制の徹底を図るべきと考えます。平成29年2月に改訂された「指定管理者制度運用指針」に基づき、管理業務の実施状況や人員配置状況、収支状況、利用料金の収入状況、施設の利用状況のほか、事故・苦情・要望等の件数・内容・対応等について毎月報告を求めるとともに、設

備等の不具合や点検結果、収支のうちの支出に関してはその内容を科目別・日付順に領収書等の証拠書類を添付の上報告させることが肝要です。なお、施設運営に係る契約締結の際に自動更新の規定を定めたものが見受けられましたが、中には長期にわたり継続しているものもありました。業務実態に合わせた仕様の変更や物価・消費税の変動等を踏まえた適時・適切な見直しも必要と考えます。契約内容等の点検・見直しの検討を希望します。

本区では、現在54の施設に指定管理者制度が導入されていますが、人口の増加等に伴う各種の基盤整備が進むにつれ、本制度を導入する施設も増えていくものと思われます。そのような中、区が提供する施設サービスについては、直営・指定管理といった運営形態にかかわらず、その施設の立地や形態・規模、当該地域の利用者のニーズ等を加味しながら各館毎のコスト等の経費比較や分析を行っていく必要性が高まると考えます。複数の施設を一括して指定管理者へ委託している場合は、利用等の実績だけでなく各館別の支出の内訳についても指定管理者から報告を受けるとともに、それらのデータを分析し事業の効果等を把握するように努めてください。

また、指定管理者制度では民間のノウハウを活かし施設の効用を最大限発揮できるよう指定管理者に大きく権限が移譲されますが、所管部課においては、施設の最終的な管理責任は区にあることを十分に認識した上で、施設の設置目的に基づき区民サービスのさらなる充実と利用率の向上が図られるよう、指定管理者に対する指導監督について一層充実・強化していくことを要望します。

(別 表)

令和元年度財政援助団体等監査実施日程

1 財政援助団体

団体名・所管部課	監査委員監査	事務局監査
中央区社会福祉協議会 【福祉保健部 管理課】	令和 元年12月11日 (水)	令和 元年12月11日 (水)

2 指定管理者

指定管理者名・所管部課	指定管理施設	監査委員監査	事務局監査
小学館集英社 プロダクショングループ 【区民部 文化・生涯学習課】	社会教育会館		令和 元年10月 9日 (水)
			令和 元年10月 2日 (水)
シンコースポーツ・ 大成有楽不動産共同事業体 【区民部 スポーツ課】	総合スポーツセンター 浜町運動場 月島スポーツプラザ	令和 元年12月11日 (水)	令和 元年12月11日 (水)
			令和 元年10月 2日 (水)
社会福祉法人 清香会 【福祉保健部 子育て支援課】	十思保育園		令和 元年10月10日 (木)
			令和 元年10月 3日 (木)
株式会社 小学館集英社プロダクション 【福祉保健部 子育て支援課】	京橋こども園		令和 元年10月16日 (水)
			令和 元年10月 3日 (木)
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 【福祉保健部 障害者福祉課】	知的障害者生活支援施設 「レインボーハウス明石」	令和 元年12月18日 (水)	令和 元年12月18日 (水)
			令和 元年10月 8日 (火)
株式会社 ポピンズ 【福祉保健部 子ども家庭支援センター】	新川児童館	令和 元年12月18日 (水)	令和 元年12月18日 (水)
			令和 元年10月 1日 (火)
株式会社 ニチイ学館 【福祉保健部 高齢者福祉課】	日本橋高齢者 在宅サービスセンター	令和 2年 1月15日 (水)	令和 2年 1月15日 (水)
			令和 元年10月 8日 (火)

刊行物登録番号
31 - 099

令和元年度
定例監査結果報告書
財政援助団体等監査結果報告書

令和2年2月発行

編集・発行 中央区監査事務局

中央区築地一丁目1番1号

電話 03 (3543) 0211 (代表)